

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	現行基本計画の該当項目
国際比較可能性の推進	<p>① 関係府省等の協力の下、一般政府収支、一般政府債務総額、金融健全性指標等に関するデータの四半期化等について、必要な対応を検討する。(財務省・総務省・内閣府・金融庁・国土交通省、平成26年度から検討する)</p> <p>② 上記の一環として、財政統計の担当省の協力を得て、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法を検討する。(内閣府、平成26年度から検討する)</p>
これまでの統計委員会の意見	
各種研究会等での指摘	
担当府省の取組状況の概要	<p>① 平成28年3月に金融健全性指標の四半期データの公表を開始した。また、IMFの特別データ公表基準(SDDS)プラス参加に向けてIMFとの具体的な調整を行い、同年4月18日に参加した。その後、同年6月3日に関係省庁で連絡会議を開催するなど、関係省庁等で協力しつつ、四半期の一般政府収支、一般政府債務総額の推計に必要なデータの検討や公表に向けた準備を行っており、平成33年4月までに実施する予定である。</p> <p>② 基礎統計に制約のある四半期別の地方政府の支出額にかかる情報を把握するべく、平成27年6月末分以降、地方公共団体消費状況等調査(内閣府)を拡充し、67の全都道府県・政令指定都市の情報把握を開始するとともに、一般政府の税収について発生ベースによる推計手法の検討を進めた。</p>
次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)	<p>○ ①のIMFの特別データ公表基準(SDDS)プラスにおいてデータ整備が求められている9項目のうち5項目は公表されているものの、未公表の4項目があるため、それらに必要なデータの検討や公表に向けた取組が今後必要ではないか。そのうち、その他金融法人調査については、平成29年度に対応することになっており、この部分については今後の状況を踏まえ次期基本計画へ記載するかどうか検討。</p> <p>②については、一般政府収支の四半期ベースでの把握や発生主義での推計手法について一定の結論を得たことから、他の項目同様、必要となるデータの検討や公表に向けた取組に含めた整理としてはどうか。</p> <p><基本的な考え方></p> <p>○ IMFの特別データ公表基準(SDDS)プラスにおいて我が国で未公表の四半期の部門別バランスシート、一般政府収支、一般政府債務、その他金融法人調査に必要なデータの検討や公表に向け、引き続き関係省庁等で協力しつつ平成33年4月までに対応する。(財務省、内閣府)</p>
備考(留意点等)	